

令和7年度（2025年度）島根県立大学  
国際関係学部 国際関係学科  
国際関係コース

総合型選抜（自己推薦）

小論文

【解答時間 90分】

以下の注意事項をよく読んで指示に従うようにしてください。

指示に従わない場合は、不正行為と見なしますので、注意してください。

1. 解答開始の合図があるまで、問題冊子を開かないでください。許可なくこの問題冊子を開いた場合は、不正行為と見なします。
2. 解答時間は90分です。
3. 試験問題は、1ページから5ページです。解答開始の合図があった後、問題冊子を確認し、印刷不鮮明な箇所等があった場合は、直ちに申し出てください。
4. 解答用紙は2枚あり、問題冊子とは別になっています。解答は指定された解答用紙の解答欄に横書きで記入してください。
5. 受験番号、氏名は2枚の解答用紙の所定欄すべてに記入してください。
6. 問題冊子の余白を下書きに利用しても構いません。
7. 試験時間中の退出はできません。
8. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

問題 下の文章を読んで、後の問いに解答しなさい。なお、文章中の（注1）～（注11）は出題者が付したもので、文章の後にまとめて記載してある。

著作権保護のため、問題文は公開できません。

著作権保護のため、問題文は公開できません。

著作権保護のため、問題文は公開できません。

(出典：李英美「『日本人』の自画像を描く一戸籍・国籍・移動」『世界』岩波書店、第985号(2024年9月)、202-203、205-206、209頁。なお、出題にあたっては、文章の一部と見出し、注を省略した。)

(注1) 日本の入管……出入国管理のこと。

(注2) 「植民」……自国の植民地や属領に渡り、国家が推進する植民地・属領の開発・建設・経営活動に携わること、またはそうした活動に携わるために移住する人び

とを指す。他方で「移民」は国外への移住全般を指す。

- (注3) 軍属……軍隊に属する軍人以外の者の総称で、軍施設内で一般事務や物資の補給管理など戦闘に直接かかわらない雑役に従事する。
- (注4) 「外地」……第二次世界大戦以前、大日本帝国憲法施行以降に日本が統治した台湾、朝鮮、樺太（南樺太、ロシア名はサハリン）、関東州（遼東半島南部にあった日本の租借地）、南洋群島（国際連盟の委任統治制度の下で日本が統治した西太平洋赤道付近のミクロネシア諸島）をさす。他方、日本の本土（帝国議会で制定された法律が直接施行される地域）は「内地」と呼ばれた。
- (注5) 引揚げ……外地に居住していた在外邦人が敗戦後に日本本土に帰国すること。
- (注6) 復員……軍務を解かれて帰国・帰郷すること。
- (注7) 「外地戸籍」……植民地別の戸籍制度（民族籍）に基づくもので、朝鮮戸籍と台湾戸籍は「外地戸籍」とされ、日本の戸籍（内地戸籍）と区別された。
- (注8) 一九四七年に外国人登録令の対象となり……外国人登録令により、台湾人の一部と朝鮮人は、「当分の間、外国人とみなす」とされた。
- (注9) 法務府民事局長の通達……サンフランシスコ講和条約発効直前に発せられたもので、講和条約発効によって朝鮮と台湾が日本の領土から分離されるために、朝鮮人と台湾人は日本国籍を喪失する、とされた。
- (注10) 「国籍条項」……公権力の行使を含む業務を担当する公務員の任用には日本国籍をもつことを条件とすること。
- (注11) 「帰国事業」……ここでは、第二次世界大戦末期のソ連による対日参戦で捕虜となった日本人の帰国事業、第二次世界大戦後に中国大陸に残留した日本人の帰国事業、1959年から1984年にかけて在日朝鮮人とその家族が朝鮮民主主義人民共和国に集団移住した帰国事業（帰還事業）などを指す。

問いは次のページにあります。

- 問1** 下線部 (A) について、ここでの「排他性」とは具体的にどのようなことを指すと考えられるか、問題文の内容にそくして180字以内で説明しなさい。
- 問2** 下線部 (B) について、日本がどのように「状況に応じて移民を受け入れ、送り出してきた」のか、問題文の具体的な事例に言及しながら、280字以内で説明しなさい。
- 問3** 下線部 (C) について、『日本は移民の国ではない』という言説と、それを支える『日本人』の自画像は、なぜ「今なお社会に根深く残っている」のか。あなたの考えを、これまで学んできた知識や学習内容と関連付けて、600字以内で論じなさい。

(以下余白)